

三ツ井重吉地区の土地利用に関する説明会（第2回） 議事概要

1. 日時

2024年3月17日（日）14時00分～15時10分

2. 出席者

地権者等 91名

3. 次第

- ・三ツ井重吉地区の土地利用について（事務局：区画整理課）
- ・事前質疑の回答（事務局：区画整理課）
- ・質疑応答

4. 主な質疑（要旨）

Q1. 土地の売買、賃貸借希望が区画整理事業ではどのように折り合うのか。

A1. 土地の交換により売買等希望の土地を集めることが可能となり、民間企業は取得・活用しやすくなる。

Q2. 重吉本郷地区は市街化編入区域予定外であるが、編入対象とならないのか。

A2. 今後の検討次第で区域は見直す可能性はあるが、編入面積は無制限ではない。

Q3. 全国でも珍しい島畑、織田信長、キリスト教に関連した貴重な資源はどうするのか。

A3. 歴史・文化的な背景を確認しながら、協議会等で検討していきたい。

Q4. 土地区画整理事業だけの説明でなく、その他の手法も踏まえ、説明する必要があるのではないか。

A4. 第1回説明会において、土地区画整理事業、地区計画、土地改良事業の3つの事業を説明し、資料も欠席者全員に郵送した。市は、最も面的基盤整備がしやすい土地区画整理事業を提案している。

Q5. 地権者の「土地を売りたい、貸したい、営農したい」といった要望にあわせ、3つの事業（土地区画整理、地区計画、土地改良）を同時に実施できるのか。

A5. 同時に検討を始めることはできるが、事業主体が異なるため、同じように進めていく事は難しい。

5. 主な意見（要旨）

- ・役所主導の事業ではなく、地権者の土地を売りたい、貸したい、営農したいといった要望に沿った事業としてもらいたい。

以上